

第6回建築物等事故・災害対策部会 議事要旨

日 時：平成18年9月11日（月）16時～18時

場 所：中央合同庁舎3号館11階特別会議室

出席者：久保部会長、直井部会長代理、伊藤委員、今村委員、大森委員、園田委員、高橋委員、辻本委員、中埜委員、向殿委員、萩中委員

（「議事1 前回議事録の確認」）

※ 事務局より、各委員に対して、意見等がある場合は、今週中に事務局まで連絡いただくようお願いした。

（「議事2 エレベーターの安全確保について」）

リレー・シーケンスの建築確認について

- 安全装置について、リレー・シーケンスを用いたものについては、建築確認により建築主事又は確認検査員が確認を行うということだが、マイコンの場合と違って専門家ではなくても確認できるのか。
- マイコンができる前の、リレー・シーケンスが主流だったころは、建築確認の際に回路図等の提出を求め、確認しており、建築主事等で対応できる。
- リレー・シーケンスについて、回路図や配線も見るとすると、建築基準適合判定資格者の資格では不十分ではないか。
- 建築主事等が現場でどこまで見るかについては今後検討する。

定期検査報告済証について

- 定期検査報告済証というのは必須のものなのか。
- 定期検査報告済証は、財団法人日本建築設備・昇降機センターによる任意の制度であるが、一般の認知は高いものである。
- 定期検査済証（マーキング）については任意のものであるが、定期検査報告の制度については法で義務付けられている。
- 定期検査報告済証は、定期検査を実施し、その結果を特定行政庁に報告したことを確認することはできるが、定期検査において指摘を受けた部分が是正されたか否か等の内容については確認することができない。
- 定期検査の結果がどのようなものであったか、一般国民に知らしめる方策もあるとよい。

定期検査、保守会社及びメンテナンスについて

- 定期報告を実施しない人の捕捉の仕方はどのようなになっているのか。

- 定期報告は建築基準法で義務づけられているものであり、定期報告の対象となるエレベーターについても特定行政庁において把握されている。
- 保守会社に対する業としての規制はないということでよいのか。
- 保守会社に対する業としての規制はないが、定期検査を行う者については、資格制度がある。
- メンテナンスを行う者については、資格は要らないのか。
- 最低限の安全は、法定の定期検査で担保することとしている。
- 年に1回の定期検査で担保できるのか。もし、できないのであれば、メンテナンスについても踏み込むべきではないか。
- 定期検査の頻度については、今後、議論していくこととしているところ。
- 「検査頻度の短縮化」という表現よりも、「検査回数の増加」のほうがよいのではないか。
- 法に適合するようにするインセンティブがはたらくよう、定期検査の結果、「否」と指摘された箇所があった場合、所有者等に対して何らかの不利益があってもよいのではないか。
- 所有者等に対しては、法で維持保全義務について規定されている。
- 定期報告の内容については、様式を法で定めている。
- 定期報告は特定行政庁に報告をするものであるため、全国的な不具合情報については、情報を吸い上げる仕組みを検討する。

安全装置について

- 事故の原因について、電磁コイルの性能の低下が挙げられているが、電磁コイルの性能が低下するとブレーキがかかるようになり、フェイルセーフになっているのではないか。
- 電磁コイルの性能が低下すると、必要以上にブレーキパッドが磨耗する可能性がある。
- 新聞報道等による記述なので、内容を確認のうえ、記述を改める。
- ブレーキの二重化等は信頼性の話であり、フェイルセーフとは明確に分けるべき。
- 提案されている安全装置は、既設のエレベーターについては設置することができるのか。
- 容易に付けられるものも、ブレーキや非常止め装置のように、装置そのものの入れ替えが必要になるものもあり、今後検討する。
- ブレーキの二重化については、入れ替えをせずにつけられるものもあると考えている。
- 装置の入れ替えも含めた技術開発をすべき。

- コストの問題や流通の仕組みについても記述すべき。
- センサーは磨耗しないが、多重化するのか。
- 非接触型のものについては多重化する必要はないと考えられるが、センサーの扱いについても対応策を検討する。

ホームエレベーターの取扱いについて

- ホームエレベーターについては、設置後の問題だけではなく、全般的な問題として、別立てにしてみてもどうか。
- ホームエレベーターについては、影響の範囲に限られることから所有者等の自己責任のもとに対応するという事となり、大阪府を除き、8年前の規制緩和により、定期検査の対象から除外されたことから、特出ししている。他の事項については、他のエレベーターと同様なので特に記述していない。
- ホームエレベーターについても、忘れずに事故情報の共有化が図られるべき。

今後の対応方針について

- 本日の資料をもとに、今週中に各委員の意見を事務局へ提出いただき、部会長、座長及び事務局で、部会の中間報告として取りまとめることとする。
- 東京都港区での事故原因の究明等により、新たな検討事項が生じれば、再度、部会やワーキングチームで検討することとし、特段新たな検討事項がなければ、捜査終了後に、建築分科会への最終報告とする。

(「報告1～3」)

- 保守点検時の事故については、国土交通省と全く関係がないというわけではないが、労働災害という扱いでよいのか。
- 国土交通省として社団法人日本エレベータ協会に対して通知を出しているが、労働災害と考えられるので、厚生労働省には当該通知を出している旨連絡している。
- 社団法人日本エレベータ協会に対して通知を出しているということだが、いわゆるサード・パーティには、情報は伝わるのか。
- 関係する全企業に対して国土交通省から情報を伝えることは難しいが、国土交通省で把握している、事業組合や他の協会に対しては、電話等で情報提供している。
- 国土交通省の対応状況について、ホームページ等で周知するべき。